

三条農業振興地域整備計画の変更理由書

1 三条農業振興地域整備計画の変更理由（法第13条第1項）

この度の三条農業振興地域整備計画の変更は、経済事情の変動その他情勢の推移に伴う農用地利用計画の変更（除外）である。

2 農用地利用計画の変更

(1) 編入

付図番号	編入箇所 (大字、字、地番)	農用地区域への編入理由	編入面積 (登記簿地目)	編入後の用途区分
		法第10条第3項第○号該当 具体的理由：	m ² ()	

(2) 除外

付図番号	除外箇所 (大字、字、地番)	除外前の用途区分	農用地区域からの除外理由	除外面積 (登記簿地目)	除外後の用途
1	上保内字砂押甲 782-3、甲783-2、甲 784-1、甲785-1	田	法第13条第2項該当 具体的理由：展示場のため 法定要件に係る適合理由は別表のとおり。	1,214.61 m ² (田、雑種地)	展示場

(3) 用途変更

付図番号	変更箇所 (大字、字、地番)	変更前の用途区分	用途変更の理由	変更面積 (登記簿地目)	変更後の用途
			法第○条第○項第○号該当 具体的理由、農業用施設 の場合は、その施設の種類：		

別表

法第 13 条第 2 項各号の要件に係る適合理由

附図番号： 1

項 目	説 明
1号	<p>①当該土地の必要性 開発予定者は建設業であり、新事業を立ち上げたところ、製品展示スペースが不足する状態となった。 このため敷地拡張を計画したものであり、不要不急の用途に供するものではなく、必要かつ適当であると認められる。</p> <p>②規模の妥当性 具体的な開発計画があり、過大な面積ではないと判断できる。</p> <p>③代替性 立地条件を満たす土地を検討した結果、農用区域外で代替する土地がなく、当該申請地を選定したもの。</p>
2号	現状において地域計画は未策定のため、該当なし。
3号	四方を宅地と道路に囲まれており、農用区域の飛び地の農地であること、農地集積の予定も無いことから、他の農地の利用上支障はない。
4号	当該地及び周辺農用地を現に利用集積しておらず、今後も見込まれないなど、農用地の利用の集積に支障はない。
5号	土地改良施設の機能に支障はない。
6号	土地改良事業は該当なし。